火災予防関係手続の電子申請について

川越地区消防組合では、令和5年7月から火災予防に関する各種手続きの利便性向上のため、一部の手続きについて電子申請による受付を開始しました。
受付は「川越地区消防組合　電子申請・届出サービス」で行います。
（※ 下段の QR コードからアクセスすることができます。）

◆電子申請のメリット
・24 時間 365 日、申請が可能です。
・パソコン・スマホ・タブレットから、申請が可能です。
・申請に対して修正等が必要な場合でも窓口に行くことなくデータ上で対応が可能です。

◆電子申請を行う上での注意点
・電子申請は従来とは異なり、受付印を押印した副本の返却ができません。
・受付印を押印した副本が必要な場合は、窓口または郵送にて手続きをお願いします。

（※郵送に関する注意事項　→　）

◆電子申請が可能な手続き　（令和7年4月18日現在）

1	防火・防災管理者選任(解任)届出	2	統括防火・防災管理者選任(解任)届出
3	消防計画作成(変更)届出	4	全体についての消防計画作成(変更)届出
5	自衛消防組織設置(変更)届出	6	防火対象物点検結果報告
7	防災管理点検結果報告	8	消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告
9	自衛消防訓練通知	10	工事整備対象設備等着工届出
11	消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出	12	危険物保安監督者選任・解任届出書
13	設置者の氏名等変更届	14	危険物製造所等廃止届出書

◆QR コード

川越地区消防組合 電子申請・届出サービス	

※各種手続きを行うためには、利用者登録が必要になります。
※本件サービスは、埼玉県市町村電子申請システムを利用しています。